

# 取引適正化に向けた5つの取組について

令和4年2月10日

中小企業庁

# 取引適正化に向けた5つの取組

- 中小企業の賃上げ原資の確保や、エネルギー価格・原材料価格の上昇に対応するためにも、**下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」**（昨年末取りまとめ）の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、以下の**5つの取組**を実施していく。

（※赤字は今回新たに発表する内容）

## ◆ 年末にとりまとめられた「転嫁円滑化パッケージ」の取組を具体化。

### 1. 価格交渉のより一層の促進

- **下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施**
  - 令和3年9月に実施した価格交渉促進月間のフォローアップ結果を踏まえ、価格交渉・転嫁の状況の良くない個別の企業に対して実施。
- **価格交渉促進月間の3月の実施**（3月に実施し、4月にフォローアップを実施）
  - 9月と並んで価格交渉の頻度の高い**3月にも価格交渉促進月間を実施**。
- **下請振興法の振興基準を改正**（年度内を想定）
  - 原材料費やエネルギー価格の上昇による価格交渉に加え、最低賃金等の外的要因がない場合も、労務費上昇による価格交渉に応じるよう親事業者に促す。

### 2. パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上

- ①宣言した企業全て、及び②**下請取引企業に対するアンケート調査の実施**
  - ①は**年度内に取り纏めて公表**し、宣言内容の調達現場への浸透を促す。②は**評価結果を公表・周知**
- コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討

### 3. 下請取引の監督強化

- **下請Gメンの体制強化**（4月から倍増）
  - 下請Gメンを来年度倍増。また、**アドバイス機能の強化**（支援機関や補助金等の紹介）や**AI等による取締りの効率化**も検討。
- **商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化**
  - 下請かけこみ寺で収集した相談情報を端緒に下請Gメンのヒアリング等を実施。
- **業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等**（順次実施）
  - 取引上の問題のある業種や、新たな取引上の課題に対応するため、**拡充・改定を随時実施**。

# 取引適正化に向けた5つの取組

(※赤字は今回新たに発表する内容)

◆ 前頁に加えて、新たに下記の事項にも取り組む。

## 4. 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化

- 「知財Gメン」の新設
  - 知財関連の取引問題に専門的に対応。
- 中小企業庁に「知財取引アドバイザリーボード」の設置
  - 知財取引の専門家により構成し、個別企業への指導・助言の実施など知財関連の対応を強化。
- 商工会議所、INPIT（工業所有権情報・研修館）等の関係機関との連携の強化

## 5. 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋

- 各団体における自主行動計画の改定の要請
  - 利用の廃止に向けた具体的なロードマップ（段取り、スケジュール等）の検討を依頼し、その反映を要請。
  - 約束手形の利用廃止に向け、異なる業種間での取引における課題など、他業種も含めて取り組まなければ解消できない課題の洗い出しなどを実施。中小企業庁において課題を整理し、それらの課題に対する対応も各業界の自主行動計画に盛り込むよう要請。
- 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討
  - 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。